

株式会社トラスト保険サービス 勧誘方針

弊社は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき保険商品の販売に関わる勧誘方針を次の通り定めております。

- お客様の立場に立ってその意思を尊重し、誠実な営業活動を行います。
- 法令および会社が定めた取扱方法に則り、適正な営業活動を行います。
- 金融のプロフェッショナルとして知識向上のため研鑽に励み、質の高いサービスを提供します。
- 高齢者や障がい者の方でも分かりやすい説明と配慮を行います

- 適切な勧誘
 - ① お客様のご迷惑となる時間帯である旨、申し出があった場合には勧誘は行いません。
 - ② 威迫的勧誘等、お客様を著しく困惑させるような行為はいたしません。
 - ③ お客様に保険料および投資信託販売手数料の割引・割戻し・立替えその他、特別利益の提供はいたしません。
 - ④ 保険契約者や被保険者の本人確認を実施し、被保険者の同意は確実に得ます。
 - ⑤ お客様には、告知義務があること、また、この義務に違反したときは生命保険契約が解除されることを説明し、もれなく正しい告知が得られるように努めます。
 - ⑥ お客様からのご相談・ご要望等には迅速かつ誠実に対応いたします。
- 適合性の原則
 - ① お客様の加入または投資目的に照らして適当と認められる商品の勧誘を行います。
 - ② 保険契約の勧誘にあたっては、お客様の資力・財産その他の属性を勘案し、妥当な保険金額・給付金額等の保険契約を勧誘するために社内規程に則した運営管理を行います。
 - ③ 外貨建の保険・変額年金保険・投資信託等のようにお客様がリスクを負っている商品の販売にあたっては、お客様の加入目的や投資経験・知識および財産状況等に照らして適当と認められる勧誘を行います。
- 募集資料の取扱 募集資料は、会社の定めた規程にしたがったもののみを使用します。
- 誤認防止 生命保険商品・投資信託・その他の金融商品を明確に区別し、誤解を招くことがないよう取扱います。
- 説明義務 保険契約等の加入および投資信託の購入に関わるお客様の判断を左右すると客観的に考えられる重要事項について、書面の交付等により説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。お客様の不利益となる事実について正確に説明いたします。
- 保険料等の授受 お客様から現金等をお預かりする場合には、会社が発行する正規の領収証と引換えとし、それ以外での授受は行いません。
また、一定金額以上もしくは商品によっては、お客様から当社指定金融機関への直接の振込みをお願いする場合があります。
- 顧客情報の保護 お客様のプライバシーを保護し、業務上知り得たお客様に関する情報については厳重な管理を行います。
- 高齢者に対する保険販売 高齢者に対する保険販売に際しては、十分な理解をいただくために必要な場合には、複数回の面談やご家族へのご相談、商品説明、申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客さまに十分にご理解いただいたうえで加入いただくことに努めます。
- 障がい者に対する保険販売 障がい者に対する保険販売に際しては、障がいの状態により不当な差別的扱いは行わず、どのような対応を望んでいるか丁寧に把握したうえで、必要かつ合理的な配慮と柔軟な対応を行うよう努めます。

お客様のご不満・ご要望などの受付窓口

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595番地3 大同生命京都ビル2階

株式会社 トラスト保険サービス

TEL 075-211-2700 (受付時間 平日 9時～17時) FAX 075-211-2737